

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校(園)で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校(園)の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

その仕組みを「災害共済給付制度」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



- *健康保険が適用される受診が対象です。
- *受診した次の月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。



お願い

『医療等の状況』を医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特別の配慮によりご協力をいただいております。

なお、「医療等の状況」などを持参してもその場ですぐに書いていただけない場合もありますことを、ご了承ください。

これは概要をお知らせするちらしです。詳しくは、災害共済給付制度のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

JAPAN SPORT

COUNCIL 日本スポーツ振興センター

http://www.jpnsport.go.jp/anzen/

学校の管理下って?



こんなときに給付金をお支払いします



これは概要をお知らせするちらしです。詳しくは、災害共済給付制度のお知らせ、センターホームページをご覧ください。 http://www.jpnsport.go.jp/anzen/